

開山号・中興号の下付を受けるには

開山号は、寺院を創建した本宗の教師に授与される称号です。また中興号は、寺院を復興した住職に授与される雅号です。

注意事項

- (1) 浄土門主より下付を受けるには、宗教法人法、浄土宗規則、当該寺院規則に基づき授与予定者の申請で寺院境内建物承認を受けていなければなりません。
- (2) 懲戒規程（宗規第 105 号）に定める謹慎以上の懲戒の処分期間（第 12 条）にある方には、下付できません。
- (3) 竣工届に併せて中興号を希望される方は、竣工届中の中興号下付申請欄に必要事項を記入してください。
- (4) 申請者は、当該寺院の住職となります。その際、住職登録印を押印してください。
- (5) 当該寺院が無住職の場合は、法類総代・法類の順位で申請者となります。

添付書類

教区長または組長の添書

冥加料

不要

様式番号	43	申請書名	開山号・中興号下付申請書
------	----	------	--------------

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105